

那賀町もんてこい奨学金条例

那賀町もんてこい奨学金条例(平成28年那賀町条例第22号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、学業成績が優秀な者に対し、経済的理由により学校に入学することが困難であるとき、又は就学することが困難となったときに、必要な資金(以下「奨学金」という。)を貸与して、将来有為の人材を育成することを目的とする。

(貸与資格)

第2条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 奨学金の貸与を受けることができる者の保護者が那賀町内に3年以上居住し、引き続き在住の見込みがあること。
- (2) 卒業した学校又は在学中の学校の学校長が内申し、推薦したものであること。
- (3) 向学心旺盛で学業成績が優秀な者であり、かつ、学資の支弁が困難であると認められたものであること。
- (4) 規則で定める学校に在学中の者であること。
- (5) 授業料の免除を受けていない学生であること。ただし、高等学校から看護師を養成する学校の学生については、この限りでない。
- (6) 奨学金の貸与を申請する者と同一の世帯構成員及び連帯保証人に、公金の滞納がないこと。

(貸与金額及び人員等)

第3条 奨学金の1人当たりの貸与金額は月額5万円以内とする。

- 2 奨学金の貸与を受けることができる者の人員については、毎年度予算の範囲内において町長が決定する。
- 3 奨学金を貸与する期間は、その学校における正規の修業期間内とする。

(奨学金)

第4条 奨学金は、那賀町奨学貸付基金(以下「基金」という。)から生ずる収益及び基金の処分をもってこれに充てる。

(出願の手続)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、奨学金貸与申請書に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(運営委員会)

第6条 町長は、奨学生制度の円滑な運営を図るため、那賀町奨学生運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、基金の運営状況のほか、奨学生に関する重要な事項について審議する。

（奨学生の決定）

第7条 町長は、第5条の規定による出願の手続があった場合は、必要な審査及び面接を行い、委員会に諮って奨学生の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）を決定する。

（奨学生の義務）

第8条 奨学生は、学業に精励するのももちろん、素行についても常に自重し、他の範とならなければならない。

（奨学生の休止又は中止等）

第9条 奨学生が休学したときは、奨学生の貸与を休止する。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、奨学生の貸与を中止する。

- (1) 転校、退学又は正当な理由がなく長期欠席したとき。
- (2) 奨学生の貸与を辞退したとき。
- (3) 学業成績又は素行が著しく不良となったとき。
- (4) 死亡又はその他の理由により卒業の見込みがないと認められるとき。

3 第1項の規定により、奨学生の貸与を休止された者がその理由がなくなったときは、奨学生の貸与を復活することができる。

（奨学生の返還）

第10条 奨学生は、貸与終了の月の翌月から1年間据え置き、据置期間満了後から10年以内に、月賦、半年賦又は一括により貸与額全額を返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、奨学生の一部又は全部を繰り上げて返還することができる。

3 奨学生の返還金は、無利息とする。

（看護師特例）

第11条 奨学生が看護師免許を取得し、奨学生貸与申請書に記載された学校を卒業後3年以内に、那賀町内の医療機関等に看護師として勤務したときは、在職期間において町が翌年度の奨学生の返還を奨学生の貸与を受けた者に代わり行うものとする。

（奨学生の返還猶予）

第12条 町長は、奨学生の貸与を受けた者の進学又は疾病その他の事由により奨学生を返還することが困難と認めるとときは、相当な期間その返還を猶予するこ

とができるものとする。

(奨学金の返還免除)

第13条 町長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の一部又は全部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身障害の状態となり、就業が著しく困難となったとき。

(奨学金返還金の還付)

第14条 町長は、奨学金の貸与を受けた者が卒業後、15年以内に通算10年以上町内に住所を有して居住していたと認めたときは、委員会に諮り奨学金返還金を還付することができる。

- 2 奨学金の貸与を受けた者が転勤により、一定期間町内に居住できなくなったときは、奨学金の貸与を受けた者の配偶者及び子が町内で居住している場合は、その期間を居住年数と認めるものとする。
- 3 奨学金返還金の還付を受けようとする者は、卒業1年後より、規則で定めるところにより、居住申告書を毎年4月末までに町長に提出しなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金返還金の還付対象としない。
 - (1) 第9条第2項各号のいずれかに該当した場合
 - (2) 第11条の規定により、町が奨学金の返還を奨学金の貸与を受けた者に代わり行った場合
 - (3) 前条の規定により、返還免除を受けた場合
 - (4) 返還中に滞納がある場合
 - (5) 世帯構成員に公金の滞納がある場合
 - (6) 前項の規定により提出された居住申告書の一部に虚偽事項を記載していることが判明した場合

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの条例による改正前の那賀町もんてこい奨学金条例(以下「旧条例」という。)の規定により奨学金の貸与を受けている者は、その者が同日において在学する学校等に引き続き在学する場合に限り、なお従前の例により奨学金の貸与を受けることができる。

3 旧条例及び前項の規定により奨学金の貸与の中止、返還及び還付については、この条例の施行後においては、この条例を適用する。